

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年5月23日現在

福島県		出荷制限	撰取制限
原乳	1市5町2村 ^{※1}		—
非結球性葉菜類 (ホウセンショ、コマツナ等)			1市4町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}		
アブラ科の花被類 (ブロッコリー、カリフラワー等)			—
カブ			—
原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)		飯館村
原木シタケ(施設栽培)	川俣町		—
原木シタケ(施設栽培)	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)を除く。)		—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市		—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 西会津町(ナメコを除く。) 会津美里町(ムキタケを除く。)		南相馬市 いわき市 楢葉町
タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村		
ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)		—
ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
クサソテツ(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村		—
クサソテツ(こごみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町		—
コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村		—
コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町		—
ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村		—
ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村		—
ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町		—
タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鶴川村、川内村、葛尾村		—
フキ	葛尾村		—
フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村		—
フキトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村		—
ワラビ	伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鶴川村、葛尾村		—
ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、広野町		—
ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字竹木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
ユズ	福島市、南相馬市		—
クリ	伊達市、南相馬市		—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字竹木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)		—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)		—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成28年産)	※7(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
米(平成29年産)	※8(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)		
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		新田川 (支流を含む。)
ウグイ	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、長瀬川(支流から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(支流から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)		—
コナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(支流を含む。)、長瀬川(支流から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)		—
水産物11種 ^{※9}	最大高潮時海岸線と上宮城福島両県界の正東の線、我が国側の経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域		—
牛の肉 ^{※10}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。		—
イノシシの肉	全域		6市10町4村 ^{※11}
カルガモの肉	全域		—
キジの肉	全域		—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉町		—
ノウサギの肉	全域		—
ヤマドリの肉	全域		—

*1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)、川俣町(山木屋の区域に限る)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る)、飯舘村

*2 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設置された帰還困難地域に限る)、大原町・浪江町(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難地域に限る)、双葉町・浪江町(平成25年11月15日付け指示により設置された帰還困難地域に限る)、茂原市(平成25年3月7日付け指示により設置された帰還困難地域に限る)、及び大熊町・村(平成24年4月15日付け指示により設置された帰還困難地域に限る)。

※3 福島県庁野町、楳葉町：福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。川内町：福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。田村市：市都路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬澤、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内国

有林福島林業は251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで、及び301林班から303林班までの一部の区域である。原木力発電所では北半島20メートル幅の内区画を除く。南相馬市・福島第一原力発電所では北半島20メートル幅の内区画を除く。福島第一原力発電所では北半島20メートル幅の内区画を除く。原木高倉山字木森原、原町高倉山字馬場屋、五台山、原町馬場屋の区域。

川、原町区字葉栗原、原町区字竹行原及び原町区字大原子と横畠並びに市内有林部林經營理署は2004年林班より2007年林班まで、2008年林班へと、2009年林班から2011年林班までの区域を除く。福島市「旧福島市」(凌木、利小倉寺、幸向山、向台除く)。旧平野村、旧庭澤村、旧野村、旧目余村、旧松川村、旧白川村、旧木曾川村及び木曾川村の区域に限る。又ひがみ町御代田、東北、西及び北に接する。

（旧）小坂村、旧下坂村、旧木幡村、旧井石村、旧御前村、旧大田村（若代地区）及び旧日本村（田村地区）の区域に限る。）桑折町（旧半田村及び旧日高村の区域に限る。）国男町（旧大字戸田及び旧小坂村の区域に限る。）郡山市（旧富久山町の区域に限る。）いわき市（旧山形村の区域に限る。）川俣町（旧坂坂村の区域に限る。）三春町（旧石原村の区域に限る。）大玉村（旧玉井村の区域に限る。）

*4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、立子山村、旧松川町、旧水原村、下川崎村及び旧田村の区域に限る)、郡山市(旧富久山町の区域に限る)、いわき市(旧山田村の区域に限る)、須賀川市(旧西郷村の区域に限る)、相馬市(旧玉野村の区域に限る)、二本松市

(旧荒川区の区域に限る)、田村市・都路町・船引町・山中字小坂、船引町中山字平坂、荒川区立荒川緑地公園251林部の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班まで及み303林班から303林班までの、部の区域に限る。南相馬市・小高区、南相馬区・片原町(字宮本)、原川町(字原川)に限る。、馬場(五台山、字馬場)、宇賀(字七曲、字森及び字宇賀)、原川(字原川)の区域に限る。、高倉(字助留、字吹屋)、宇七曲、字森及び字宇賀)、原川(字原川)の区域に限る。、宇(字原川の区域に限る)、小浜(字浜原)、宇(字原川の区域に限る)。

沢を除く区域に限る。)、下江戸、小石川、堤谷、江戸・米田・鶴谷、大字(田端・寺森合、字森現塚、字御殿前、字宇都宮、字千葉原、字中野、字北原、字牛込、字山梨、字高木、字北川)及び字(字現塚、字御殿前、字宇都宮、字千葉原、字中野、字北原、字牛込、字山梨、字高木、字北川)を除く区域に限る。)及び市内有林地森林管理署2004林班から208林班まで、2014林班から210林班まで及び213林班を除く区域に限る。)に市内有林地森林管理署2004林班から208林班まで、2014林班から210林班まで及び213林班を除く区域に限る。)

に限る。)、伊達市(旧玉井村、旧田尻村、旧北富成村、旧田舎田村、新田村及び月館町の区域に限る。)、本宮市(旧大谷村及び山内村区域に限る。)、川俣町(旧玉井村並びに町内有林国福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班の区域に限る。)、大田村(旧玉井村の区域に限る。)、広野町(轟葉町、川内村及び飯舘村・長井並びに村内小谷城森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班まで区域に限る。)

*福島県相馬市・平成24年3月30日付け指示により上野原さくら公園周辺区域(「限る」)、川俣町・高岡町(平成26年5月7日付け指示により上野原さくら公園周辺区域(「限る」)、柳津町・宮城野町(平成26年5月7日付け指示により上野原さくら公園周辺区域(「限る」)に隣接する区域)を除く)に限る。大町町(平成26年3月30日付け指示による柳津町・宮城野町に隣接する区域)を除く)に限る。)、東松島市(平成26年5月7日付け指示により上野原さくら公園周辺区域(「限る」)に隣接する区域)を除く)に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示による柳津町・宮城野町に隣接する区域)を除く)に限る。)

*6. 令和3年6月1日より、平成25年6月7日付け指揮により設置された住民区域及び避難指揮解除区域に限る。・川俣町(平成25年6月7日付け指揮により設置された住民区域に限る)・高岡町(平成25年6月7日付け指揮により設置された避難指揮解除区域に限る)・川俣町(平成24年1月8日付の指揮による川俣町内を避難指揮区域とする所存)・高岡町(平成24年1月8日付の指揮による川俣町内を避難指揮区域とする所存)

された区域を「避難区域」又は「区域に限る」。大船町は平成24年1月30日付で指⽰により認定された避難区域に「区域に限る」。又は、横浜市は平成25年5月7日付で指⽰により認定された避難区域に「区域に限る」、「区域に限る」が平成25年3月17日付で指⽰により認定された避難区域に「区域に限る」。また、葛尾村は平成24年3月30日付で指⽰により認定された居留区域又は避難区域に「区域に限る」。及び飯岡村は平成24年3月15日付で指⽰により認定された居留区域又は避難区域に「区域に限る」。

*7「福島県の緊急事態宣言」は、2021年4月1日付で発令され、2021年5月8日付で解除された。福島県内に「福島県緊急事態宣言区域」、「福島県緊急事態宣言除外区域」、「福島県緊急事態宣言解除区域」、「福島県緊急事態宣言解除除外区域」がある。また、福島県では2021年3月31日付で「福島県緊急事態宣言解除区域」、「福島県緊急事態宣言解除除外区域」、「福島県緊急事態宣言解除解除区域」、「福島県緊急事態宣言解除解除除外区域」が発令された。

定された施設避難区域を除く)に限る。)、大船町は平成24年1月10日付で指示により定めた施設避難区域を除く)に限る。)、大船町は平成25年5月7日付で指示により定めた施設避難区域を除く)に限る。)、大船町は平成25年5月7日付で指示により定めた施設避難区域を除く)に限る。)、尾山町は平成25年3月9日付で指示により定めた施設避難区域を除く)に限る。)及び茅ヶ崎市(平成24年4月6日付で指示により定めた施設避難区域を除く)に限る。)

*8 福島県南相馬市平成24年3月10日付指針により設定された居住制限区域及び避難指針解除準備区域による、川俣町は平成25年5月7日付け指針により設定された居住制限区域及び避難指針解除準備区域に限る。宮富町は平成25年3月7日付け指針により設定された避難困難区域及び隣接区域を除く「区域に限る」。大熊町は平成24年11月30日付け指針により「隣接区域に限る」。双葉町は平成25年5月7日付け指針により「隣接区域に限る」。浪江町は平成25年3月28日付け指針により「隣接区域に限る」。

区域に限る。)、川内平1(平成24年1月30日付け指示により設立された施設巡回区域に限る)、川内平2(平成25年3月17日付け指示により設立された施設巡回区域に限る)、川内平3(平成25年3月7日付け指示により設立された施設巡回区域に限る)、葛西平1(平成26年4月15日付け指示により設立された施設巡回区域に限る)、葛西平2(平成26年4月15日付け指示により設立された施設巡回区域に限る)、葛西平3(平成26年4月15日付け指示により設立された施設巡回区域に限る)。

波9 ウスマバール、ウムタゴー、カサゴ、キツミバール、クロダイ、サクラマス、シロメソリ、スズキ、又マガレイ、ムラサキ、ビノスガイ

*10 福島市においては、公的養育が行われている牛について、「黒外への移動（12ヶ月齢未満の牛のものに限り）、及び畜産場への出荷に差し控えよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年5月23日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域

宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷町、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、大衡村、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに遼川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
肉	クマの肉	全域

山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	茨城町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町、利根町
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	イノシシの肉	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
	クマの肉	全域
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	ヤマメ(養殖を除く。)	霞ヶ浦(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
水産物	ウナギ	霞ヶ浦(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年5月23日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年5月23日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成29年5月23日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年5月23日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年5月23日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

都木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10~H25.1.23解禁：都木県内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む)、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)
	イワシ(養殖を除く。)	H24.8.20~H25.1.17解禁：都木県内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む。)
		H25.8.30~H27.2.23解禁：都木県内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7~H24.9.28解禁：大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2~H23.8.25~前解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の除く。)
	イソシの肉	H23.8.2~H23.8.25~前解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.8.7~H24.6.1解禁：都木市
その他	茶	H23.8.2~H23.5.26解禁：大田原市
		H23.8.2~H25.3.31解禁：鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウズン(ワ)	H23.3.21~4.8解禁：全境
	カキナ	H23.3.21~4.8解禁：全境
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2~H24.9.28解禁：高崎市、高岡町、館林市 H24.10.10~H24.10.16解禁：高崎市 H24.10.16~H24.10.22解禁：高崎市 H24.11.1~H24.11.10解禁：高崎市 H24.11.17~H24.12.7解禁：高崎市(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27~H24.11.9解禁：渕根川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27~H25.2.25解禁：小中川(支流を含む。)、及び桃ノ木川(支流を含む。)
		H24.6.8~H24.11.9解禁：白川のうち川郷の上流(支流を含む。)
水産物	イソシの肉	H24.10.10~H24.10.16解禁：全境
	シカの肉	H24.11.1~H24.11.10解禁：全境
	ヤマトリの肉	H23.12.9~H24.1.29解禁：全境
その他	茶	H23.8.30~H24.2.28解禁：白井市
		H23.8.30~H25.6.28解禁：渕沼市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18~H24.11.20解禁：飯能市、皆野町 H24.10.28~H24.11.20解禁：入間市 H24.11.1~H24.11.20解禁：越谷市
千葉県		出荷制限
農産物	ホウズン(ワ)	H23.4.4~4.22解禁：旭市、香取市、多古町
	シムラク、シムラクサイ、サンデュ	H23.4.4~4.22解禁：旭市
	ハゼリ	H23.4.4~4.22解禁：旭市
	セルリー	H24.4.5~H25.10.23解禁：市原市、木更津市
	タケノコ	H24.4.8~H28.1.14解禁：夷隅町 H24.4.8~H28.2.1解禁：我孫子市 H24.4.11~H25.1.22解禁：柏市、白井市 H24.4.11~H25.10.23解禁：八千代市 H24.4.12~H25.10.23解禁：船橋市 H24.4.18~H25.10.23解禁：芝山町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.1~H24.1.14解禁：君津市 H23.10.1~H26.10.14~前解禁：君津市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.1~H24.1.14~前解禁：坂山町 H23.12.22~H26.10.14~前解禁：佐倉市 H24.2.23~H26.1.25~前解禁：印西市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10~H25.1.25~前解禁：印西市
	原木シタケ(施設栽培)	H24.4.18~H25.1.25~前解禁：君津市 H24.4.18~H25.1.25~前解禁：坂山町 H24.4.18~H25.1.25~前解禁：佐倉市 H24.4.18~H25.1.25~前解禁：印西市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.18~H25.1.25~前解禁：印西市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。)
	ギンナ	H24.7.8~H25.3.28解禁：鴨見沢及び牛久沢に流入する川河川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)
	コイ	H24.7.8~H25.3.28解禁：平賀沢及び牛久沢に流入する川河川(支流を含む。)、平賀川(支流を含む。)
	ワナギ	H26.11.12~H27.1.2~前解禁：千葉県の利根川のうち利根大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛用水槽場及び印旛門水門の上流、両總用水等一様水槽場の下流、八街川、佐田堀並びに牛田堀川を除く。)
その他	肉	H24.11.8~H25.1.18~前解禁：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイソシの肉を除く。)
	茶	H23.8.2~H24.2.9解禁：山武市 H23.8.2~H24.2.12解禁：大網白里町 H23.8.2~H24.2.21解禁：勝浦市 H23.8.2~H24.2.25解禁：八街川 H23.8.2~H24.2.28解禁：野田市、富津市、山武市 H23.8.2~H25.3.19解禁：成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2~H29.8解禁：南足柄市 H23.8.2~H29.8解禁：伊勢原市 H23.8.2~H10.14解禁：愛川町、清川町 H23.8.2~H29.8解禁：秦野市 H23.8.2~H10.26解禁：伊豆原町 H23.8.2~H11.11解禁：小田原市 H23.8.2~H29.8解禁：真鶴町 H23.8.2~H24.10.19解禁：湯河原町
新潟県		出荷制限
肉	H24.11.5~H24.11.6~前解禁：金城(佐渡市直下(福島村を除く。))	
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26~H25.1.26~前解禁：喜多方市、羽衣町、朝日町、藤原町
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.26~H25.1.26~前解禁：飯井沢町、無岳温泉 H24.10.1~H25.1.26~前解禁：小諸市、南佐久郡(マツカケ山脈を除く。) H24.11.1~H25.1.26~前解禁：小諸市、南佐久郡(マツカケ山脈を除く。) H24.10.11~H25.1.26~前解禁：佐久市(マツカケ山脈を除く。) H24.10.11~H25.1.26~前解禁：佐久市(マツカケ山脈を除く。) H25.1.10~H25.1.26~前解禁：小諸市(マツカケ山脈を除く。) H25.1.21~H25.1.26~前解禁：小諸市(マツカケ山脈を除く。) H25.1.21~H25.1.26~前解禁：佐久市(マツカケ山脈を除く。) H25.1.21~H25.1.26~前解禁：佐久市(マツカケ山脈を除く。) H25.1.21~H25.1.26~前解禁：佐久市(マツカケ山脈を除く。)
	コシアブラ	H26.8.3~H27.1.20解禁：佐久市、(マツカケ山脈を除く。) H26.8.3~H27.1.20解禁：長野市、御代田町 H26.8.3~H27.1.20解禁：中野市、御代田町 H27.3.28~H27.4.1解禁：木曽平野
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5~H24.11.6~前解禁：御殿場市、小山町 H25.10.3~H25.10.4~前解禁：富士吉市、富士市 H26.10.7~H26.10.8~前解禁：裾野市

※ ()の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成29年5月23日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、柏葉町、只見町
	新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：柏葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋紳、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯舘村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
野菜	H23.3.23～H29.3.14解除：原木シイタケ(露地)
	H23.4.13～：飯館村
	H23.8.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.15～：いわき市、棚倉町
	H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)
	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉
	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、柏葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象